

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議		
開催日時	令和5年11月1日(水) 15:00~16:00	開催場所	市役所本庁舎2階第1会議室
出席者	<p>1. 委員  河野委員、八代委員、鶴澤委員、飯田委員、岩重委員、渡邊委員、唐崎委員、柴山委員  (欠席者) 佐藤委員</p> <p>2. 執行機関  こども応援課(事務局) 天野課長  こども応援担当 渡邊係長、吉田主任主事  子育て支援課 長田課長、篠原係長</p>		
配布資料	資料1 那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議 委員名簿 資料2 那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議の概要 資料3 特定教育・保育施設の利用定員について 那珂川市子ども・子育て支援事業計画 資料4 次世代育成支援地域行動計画の実施状況		
公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第9条第 号に該当)		

## 議題及び審議の内容

1. 委嘱状交付（委員の交代による1名）
2. 委員及び事務局の自己紹介
3. 概要説明

事務局より、資料2を用いて、本会議の趣旨と目的について、また今後の開催予定について説明を行った。

（質疑等なし）

### 4. 議事

#### （1）特定教育・保育施設の利用定員について

（子育て支援課より説明）

バディスポーツ幼稚園博多南校の幼保連携型認定こども園の移行、那珂川第二幼稚園の利用定員の変更について説明を行った。

委員：令和5年5月1日時点で4歳児が63人利用しており、来年度は5歳児となるが、来年度の新制度移行後に5歳児の定員は55人に設定するとある。在籍している残りの8人はどうなるのか。

事務局：利用定員というのは、「収容定員」ではないので、引き続きその8人についても、在籍可能である。

委員：利用定員というのはどのように決定されているのか。保育士の数は。

事務局：利用定員は、幼稚園からの申し出により決定をしているが、保育士の数は、利用定員に対してではなく、実際の園児の数に対して決められている。

議長：保育園希望者が増えている中で、今後定員に満たないと分かっている場合は、新制度へ移行し定員を減らすこともある。それにより保育の質が損なわれるということはないので、安心していただきたい。

委員：定員について、園からの申し出があった場合はその数を検証・調査するのか。

事務局：基本的には園からの申し出を受けるが、子ども子育て支援事業計画の量の確保の部分と齟齬がないか、判断する。

議長：園の定員をむやみに減らしているわけではなく、人口の推移等を考慮して、定員を決定している。

#### （2）子ども・子育て支援事業計画の変更について

（子育て支援課より説明）

令和6年度から那珂川第二幼稚園とバディスポーツ幼稚園博多南校がそれぞれ利用定員の変更を行うことの説明を行った。

（質疑等なし）

#### （3）次世代育成支援地域行動計画の実施状況について

（事務局より説明）

令和4年度次世代育成支援地域行動計画の実施状況報告について説明を行った。

前回の会議において指摘があったため、「今年度実績値」を「今後の改善策、検討内容」と修正して、各課に報告してもらっていること、また新型コロナウイルスの影響で目標値を下回る報告が多いが、今後実績値が上がっていくことを見込み、目標値の下方修正はしないことを説明した。

委員：No.19の子育てに関する相談について、令和4年度実績件数が3,120件というのは、身に迫るDVなど命の危険にかかわる重大な相談なども含まれているのか。

事務局：含まれている。

委員：こども応援課の現在の体制で、これに対応できているのか懸念される。相談に至っていないケースも考慮するとこれの3倍近くはあるのではないかと。

事務局：こども応援課こども家庭担当にこども総合相談窓口を設置し、相談員2名、他に虐待対応の相談員など5名、担当係長が在籍し、日々相談に対応している。

委員：また、こども権利条例説明会のアンケート結果等の集計はしているのか。しているのであれば開示してほしい。

事務局：集計しているので開示する。

委員：No.12の育児相談の「今後の改善策、検討内容」において「一人当たりの時間の保証を確保していく」とあるが今後相談件数が増えていくと予想される。時間や職員数の検討はなされているのか。

事務局：現時点では職員の配置等は問題ないと考えているが、今後の実態に即して適宜、配置の検討は行っていく。また、ふれあいこども館では言葉・発達の相談を毎月行っており、1人当たりの時間の確保という意味でも人数の検討は続けていく。

委員：次にNo.21のインターネットでの情報入手割合について、実際に入手割合を計ることは困難だと思うが、どのように把握していくのか。

事務局：把握方法については今後検討したい。

委員：次に、No.52就学前教育に係る職員研修の実施について、令和2年度は1人2回以上、令和3年度及び令和4年度は4回以上と実績があるのに対し、令和6年度目標が1回以上と減少している点について説明いただきたい。

事務局：この計画を策定した段階における目標値であったため、最低限の目標値になっていたと考えられる。これまで南畑幼稚園、岩戸北幼稚園が研修を受けているため、1人あたりの研修への参加回数が分散されていたが、令和4年度からは公立幼稚園が一園になっているため、1人あたりの回数が増え、目標値を大きく上回っている。ただ、実態と乖離しているのではないかとのご指摘もあったので、今後計画を立てる際には実態に合った目標を定めていく。

委員：次にNo.56の基礎学力指導の徹底について、ICT機器の効果的活用とあるが、効果検証は出来ているのか。

委員：11月に全国発表となっている。

委員：ICT教育は、こどもによって環境が違うため、より公平に推進していくべきである。

委員：次にNo.49 の児童虐待防止対策について、要保護児童対策地域協議会は何回開催されているのか。

事務局：要保護児童対策地域協議会は今年度、代表者会議を 1 回行っている。また実務者会議として、児童家庭支援関係者連絡会を毎月 1 回、2 か月に 1 回は虐待関係の会議他にもケース会議を行い、さらに幼稚園、小学校、中学校と個別に情報共有をしている。

委員：次にNo.68 の重度障害者医療費助成について、7,474 件とあるが、後期高齢者を除いた件数として適切な数字なのか。

事務局：医療機関を受診後、薬局も行く場合がほとんどである。年間 7,474 件は 1 か月当たり 600 件の医療機関及び薬局をカウントした数字であり、異なる医療機関を受診すればその分薬局の利用も増えると考えられる。

委員：この報告の仕方では分かりにくいため、対象人数がいくら、と報告したらいいと思う。

委員：次にNo.51 の適応指導教室の充実について、適応指導教室へ登校している生徒は何人いるのか。

事務局：調べたのち、次回回答する。

委員：次にNo.124、放課後子ども総合プランの検討について、現在安徳小と片縄小と南畑小の 3 校だが、令和 6 年度に全校まで広げられるのか。

事務局：原課に確認したところ、令和 6 年度までには全校で開催したいという回答であった。

委員：次にNo.60 番のコミュニティスクールの導入・実施について、不登校の生徒の学びの場を保障するためフリースクールを導入するところが増えているという話を聞くが、何か進めているのか。

また、ICTが推進され、オンライン授業を出校とみなすかどうか、文部科学省の判断がまだでていないが、那珂川市ではどう取り扱っているのか。

事務局：次回回答する。

委員：次にNo.61 の学力アップ地域人材活用事業実施校数が、令和 4 年度までは 1 校なのに対し令和 6 年目標値が 10 校というのは、現実に即しているのか。

事務局：過去の報告では、H27 年度は 10 校実施している。事業内容を確認後、次回報告する。

委員：次にNo.73～76 の、障がいのある子どもに対する保育・教育の充実について、私立保育施設では補助金がないのか。

事務局：私立保育施設には障害児保育補助金があり、1 人当たりの上限が月額 7 万 3,000 円、令和 4 年度は 4 施設に対し 4 人の児童を認定し、加配の保育士として 5 人分の補助金を交付している。

委員：最近放課後になると、学校に来る放課後デイサービスの車が多いが、学童保育所よりも、放課後デイサービスが充実しているからなのか。

事務局：学童保育所は、那珂川市内の小学校に在籍している児童が対象のため、私立学校に通学している児童は対象外となっている。

委員：現在民間が運営しているのか。また、学童保育所ではこどもが自分でト

イレに行けるかどうかを入所の判断基準としているのか。

事務局：現在指定管理者制度であるが、子育て支援課が受付・認定をしている。また、トイレに自分で行けるかどうかは判断基準としていない。

委員：No.42恵子児童館子どもまつりについて、当日参加人数は1,500人となっている。スタッフとして中高生のボランティア、大人のボランティア、各団体からも参加があった。今年はコロナ対策を行いつつ、時間も短めに設定し、開催した。また、中高生ボランティアの発案で、各家庭に余っている食品を回収し寄附するというフードドライブという試みも今年度初めて行った。多くの食品をフードバンク福岡へ寄付した。

委員：次にNo.36の里親制度についてだが、キアセットに委託となり、児相との関係は。

事務局：里親は県の事業となり、NPO法人キアセットに委託をしている。キアセットは、里親の登録の研修や、広報などを行っている。

委員：県や国も里親に関する認知度を増やそうとしている。児相の中だけではなく、他の居場所を与えてあげるべきだという国の方針もあるのではないかと思われる。

事務局：市でも子育て短期支援事業を福岡乳児院と若葉荘に委託して実施してきた。今年8月から里親にも預けることができるようにしたため、活用していただけるのではないかと期待している。

委員：こどもの権利条例説明会を令和6年度までに全ての行政区で開催したいということだが、条例がこども主体であるという説明を十分にさせていただきたい。これまでの子育て支援事業は、こどもは弱い立場で、こどもたちの育ちをサポートしていくという位置づけであった。それはベースにしつつ、こどもの人権をアピールしながら伝えていってほしい。

事務局：こども大綱の中間報告でこどもの意見や権利を尊重するよう明記しているため、今後の広報や周知の機会の際にも必ず組み込みたい。

#### (4) 行動計画の策定について

(事務局より説明)

委員：国も憲法もこどもの意見を重要視している。パブリックコメントやウェブアンケート、こども審議会を作るなど様々な手法でこども・若者の意見を徴収すべきである。

また、県の組織編成にならって市の組織編成も再検討してほしい。

委員：質問内容によって担当課がすぐに回答できるような体制も期待する。一緒にいいものを作っていきたい。

事務局：努めていく。

(閉会)